

屋根工事・修理トラブル 急増中！

事例

近所で工事をしていると事業者が訪問。「屋根がめくれている」と屋根に上って調べてくれ、瓦がずれている写真を見せられた。当日、約490万円の屋根工事と約150万円の外壁塗装工事を契約した。（契約当事者：70歳代 男性）



◎ 突然訪問してきた事業者に安易に点検させない

言葉巧みに消費者の不安をあおり、新たな契約をとりつけようとしています。安易に点検させず、インターホン越しで断りましょう。

◎ 工事をすすめられてもすぐに契約しない

いったん安価な契約をした後に、高額な契約をすすめられる場合があります。不要な契約は断る、工事が必要な場合は必ず複数の事業者から見積もりを取りましょう。



◎ 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフできます

工事が始まっていても、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件で解約）ができます。

◎ 帰省時は家の様子を確認する

見慣れない契約書等はないか、工事の形跡はないか等を確認し、トラブルのおそれがある場合は、できるだけ早く相談しましょう。

不安を感じたら消費生活センターにすぐ相談（局番なし188）

アドバイス

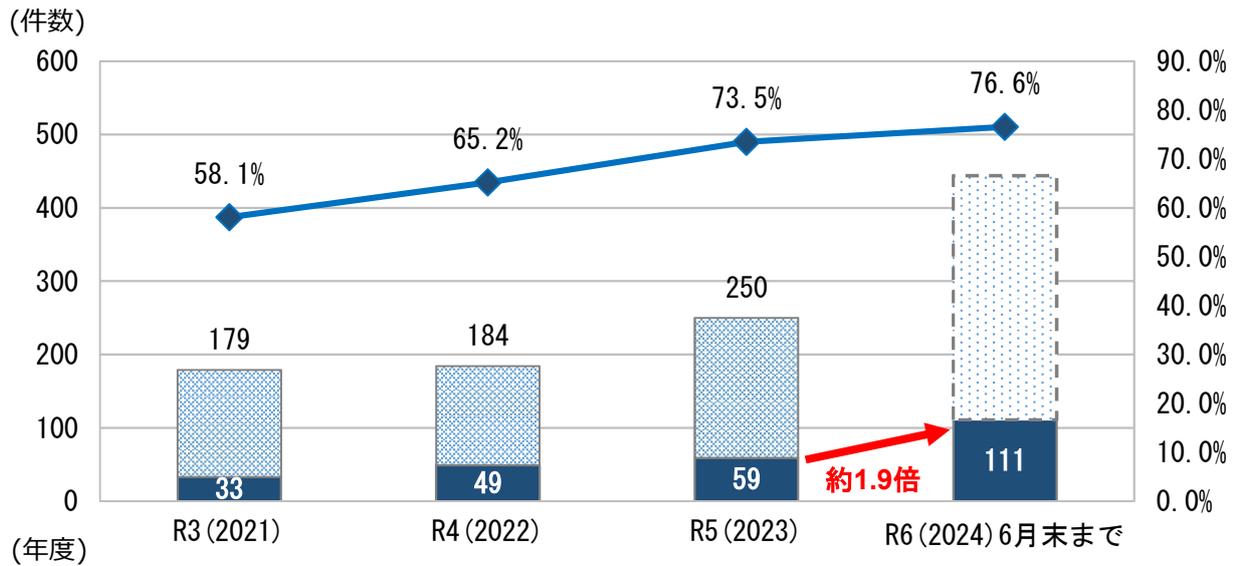


兵庫県立消費生活総合センター

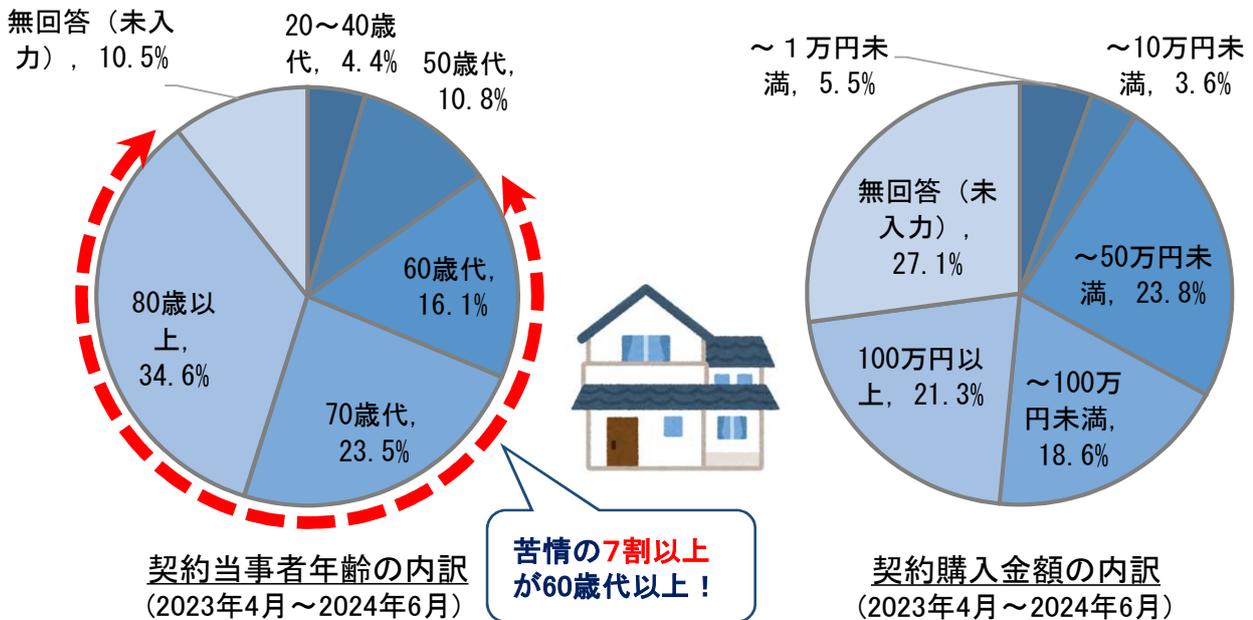
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2

TEL：078-303-0999【消費生活相談】

【「訪問販売での屋根工事・修理トラブル」相談データ（兵庫県内消費生活センター受付）】



屋根工事・修理に関する相談件数と訪問販売の占める割合の推移
(棒グラフの濃色は4～6月期の相談件数)



【事例】

安価な修理から高額な工事をすすめる

斜め向かいの家に工事に来ているという事業者から、「屋根に傷がある」「簡単に直せる」と言われ2千円で直した。事業者が「他にも修理する箇所がないか点検する」と言うので屋根を見てもらったところ、「傷んでいるから直した方がいい」と言われ、280万円の工事をすすめられた。
(契約当事者：80歳代 女性)

判断能力が不十分な高齢者をターゲットに

一人暮らしで介護認定を受けている高齢の母宅で、約80万円の高額な屋根工事の契約書を見つけた。母に屋根工事のことを聞いたがよく覚えていない。
(契約当事者：80歳代 女性)

